

事務連絡
令和3年8月3日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

留学予定者ワクチン接種支援事業における
18歳未満の高校生等への対象拡大について（周知）

平素より高校生の国際交流の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

文部科学省では、ワクチン接種を理由に留学を断念し、人生における貴重なチャンスを失うことがないよう、留学先で新型コロナワクチン接種が必要とされている、卒業目的又は9か月以上の海外留学予定者（令和3年10月末までの渡航）に対して大学拠点接種の中で、接種を行える仕組みとして「留学予定者ワクチン接種支援事業」を実施しております。

このたび、大学拠点接種で使用される、武田／モデルナ社製ワクチンについて、令和3年8月3日付けで接種可能年齢が、「18歳以上」から「12歳以上」へ変更されることになりました。

このことを踏まえ、「留学予定者ワクチン接種支援事業」の対象者に、18歳未満の高校生等を含めることとなりましたのでお知らせします。

なお、ワクチン接種は、被接種者の希望に基づくもので、この通知を持って接種を推奨するものではありません。また、16歳未満の生徒にワクチン接種を行うに当たっては、保護者の同意を得ることが求められておりますので、このことにつきましても御留意くださいますよう、よろしく申し上げます。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の及び高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の及び高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校法人等に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は高等学校等所管課宛てに送付しておりますので、必要に応じて義務教育諸学校所管課まで御転送くださいますよう、よろしく申し上げます。

対象者の要件や申請に当たっての詳細な情報につきましては、文部科学省ホームページ内の以下のページを御確認ください。

- ワクチン接種が留学先から求められている今秋留学予定の高校生等の皆さんへ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00137.html

- (参考) 武田／モデルナ社製ワクチンについて (厚生労働省ホームページ)

主な副反応として、注射した部分の痛み、頭痛、疲労、寒気、発熱等が報告されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_moderna.html

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

電話：03-5253-4111 (内線3487)

E-mail：kouryu@mext.go.jp